

会 議 記 録 (要 点 筆 記)

会 議 の 名 称	議会運営委員会
開 催 日 時	令和5年10月12日(木) 午前10時00分から12時09分
開 催 場 所	宮代町役場 議会室
出席委員の氏名	委員長 田島 正徳 副委員長 西村 茂久 委員 小河原 正 丸藤 栄一 角野 由紀子 川野 武志 議長 合川 泰治
出席職員の名 職 ・ 氏 名	議会事務局長 押田 昭浩 主 幹 青木 豊
会議の公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部公開又は 非公開の理由	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
傍聴者の人数	0名
会議資料の名称	・次第 ・宮代町議会基本条例検証シート集計結果 ・宮代町議会基本条例検証シート
記録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録

田島委員長 条例を一つずつ検証していきたいと思いますので、各条の取り組みから審議しますので、よろしくお願ひします。前文と第1条から見ていきます。こちらは対象外とさせていただきます。

田島委員長 検証シートの意見を見ると・検討、改正する理由が見当たらない。・子どもたちの主催者である意識を感じてもらえる取り組みを要望する。・子どもたちと議員の懇談会、子どもにもわかる議会だよりの発行、子ども議会、子ども町長などの実施・議会中継を役場1F受付TVなどでも見られるように整備する。・「市民が傍聴しやすい環境整備」に努めてはいるが、抜本的に整備する必要がある。・傍聴環境はどうか。・町政に反映させるための議会運営に欠ける。・町の施策が効果的かつ適正に実施されていない。などの意見がありました。取組の集計結果は、1の継続が9人、2の検討が3人、3の改正が1人でした。このことについて審議していきたいと思います。

- 小河原委員 3人の議員が今後取組に対して検討が必要となっている。これは無視できないと思いますので、検討するべきだと思います。
- 丸藤委員 改正が必要とした議員が3人を加えると4人になる。具体的なものがないと検討のしようがない。
- 小河原委員 この委員会の委員が感じたことを議論していいと思います。無記名ということで提出していただいたのだから。誰がどの意見を出したなどは追跡することはできない。ここに参加している人の考えを言えばいい。アンケート結果は無視はできないが、ここでは議運の委員としての考えでいいと思う。
- 田島委員長 このシートの使い方として、評価理由、実績及び意見等そして評価、今後の取組になっていますが、この場では、このシートを参考にして、それぞれの委員の考えをまとめて議運で決定していくしかないと思います。審議の材料としてのシートですので、ここで大切なのは議運の委員の考えだと思います。
- 角野委員 傍聴の環境整備はどうかという意見がありますが、これは私の想像なのですが、小ホールの階段が怖いということがあるのではないかと思います。それはハードを何とかしてほしいということだと思うので、課題は分かっているが、状況はすぐに改善できないので、現行条例のまま継続して取り組むということによいと思う。
- 田島委員長 今の第3号の市民が傍聴しやすい傍聴環境に努めるということについてはマイク、映像、録画放送など環境整備に努めていますが、構造的にできない部分もある。今後は別室でライブ中継を視聴できるように整備する予定でもあると思いますので、条例としては継続でよろしいですか。
(はい。いう声あり)
- 西村副委員長 皆さんシートの中で要望等書かれていますが、今後の取組としては、各条に取り込める活動だと思う。基本条例なので、各実績を網羅的に書く必要はないので、条例としての今後の取組としていじる必要はないと考えている。
- 田島委員長 西村副委員長の言っていることは多くの意見が出ましたが、子ども議会も傍聴の環境整備も事業としては2条に含まれることであるので、今後の取組の問題であるので、条例事態は悪くない。議員が思っている実績が伴っていないということなので、現行条例は継続ということによろしいですね。
- 田島委員長 第3条についてですが評価としてAが6名、Bが5名、Cが3名、取組としては1が8名、2が5名、3が1名となっております。
- 小河原委員 積極的な条例提案するように努めるという条例になっているが、議会事務局3名では足りないと言っている。前から言っている。前からそういう議論があった。また、自由な討議ということで再々質問までの制限は無くした方がいいと思う。
- 田島委員長 小河原委員の意見をまとめると議員立案をサポートできるように事務局職員を増やすべきであるということと再々質問までの制限をやめて自由討議をしやすい環境が必要であるということですね。
- 小河原委員 議長に聞きたい。再々質問までの制限したほうやり易いですか。
- 合川議長 仮に再々質問までの制限をやめるとしたら、時間制限すべきであると思います。
- 田島委員長 第3条として条文としては取組としては継続として、具体的な取組として議員提案として、事務局の体制強化をすべきであるということと再々質問以上に自由に質問できるよう考えていくということによろしいですか。
(はい。いう声あり)
- 角野委員 第3条は議員の基本原則であるので、議会運営に関することとは違うと思うのですが。
- 田島委員長 条例とは沿った意見ではないかもしれませんが、意見として受け止めます。今日は基本条例の検証ですので、意見が出たということは別なものとして捉えてい

ただければと思います。

- 西村副委員長 第3条というのは評価もあまりよくない。議員提案で条例を作るという作業は時間と労力が必要である。今の事務局体制では人数的に少ない。事務局の中ではいろいろ役割があつて、事務をやっているのだけれど、条例を作ることは非常に難しい。事務局体制を抜本的に変えていかないと現状の人数では厳しいので、今回は現状のまま継続せざるを得ないと思う。
- 田島委員長 再度確認しますが、第3条としては現行のまま継続ということによろしいでしょうか。
- (はい。いう声あり)
- 田島委員長 第4条ですが、評価としてAが8名、Bが3名、Cが2名であり、取組としては1が9名、2が3名、3が1名となっています。
- 小河原委員 第2項の多様な手段を用いてとはどういうことなのか。
- 田島委員長 町民への情報発信です。今ではホームページ、議会の映像配信、会議録検索システムそして議会広報、それから次の条の議会懇談会も情報発信の手段だと思えます。
- 田島委員長 やれる範囲の手段で情報を伝えるしかないと思います。具体的に明記しているわけではないので、そういう解釈です。
- 小河原委員 私はそれ以上だと思っていたのですが、手段が見当たらないということでしたら、しょうがないと思います。
- 田島委員長 第4条はこの条文のまま現行で継続してよろしいですか。
- (はい。いう声あり)
- 田島委員長 第5条の評価としてはAが8名、Bが5名、Cが0名、取組としては1が7名、2が4名、3が1名です。
- 小河原委員 以前須賀地区、中央地区、姫宮地区3地区で議会懇談会を実施したことがあります。前経験した者としては、参加人数が少なく、活発な意見もあまり出なかった。
- 田島委員長 それでは第5条はこのまま継続でよろしいですか。
- (はい。いう声あり)
- 田島委員長 取組としては、継続が7名、検討が4名、改正が1名でした。
- 田島委員長 条文で変更なしでよろしいでしょうか。
- 田島委員長 第7条の議案に対する公表については、議会だよりで公表しておりますので、この第7条は変更なしでよろしいですか。
- (はい。いう声あり)
- 田島委員長 第8条について自治法第96条の規定でございますので、この条文を継続してよろしいですか。
- (はい。いう声あり)
- 田島委員長 第9条については未達成及び改正の意見がありませんでしたので、継続でよろしいでしょうか。
- 小河原委員 今まで、反問権を聞いたことがないと思う。
- 田島委員長 確かに、この条には反問権の規定がございますが、いままで、使用したことはありませんが、条文については継続ということによろしいでしょうか。
- (はい。いう声あり)
- 田島委員長 第10条は評価は達成が9人、未達成2名、取組としては1が10名、2が3名、改正が0名でした。この条文も現行のとおり継続でよろしいですか。
- 小河原委員 執行部では衛生組合の件も全員協議会で説明したとか言って逃げるやり方をしている。これは問題だと思います。
- 田島委員長 第11条については評価はAが11人、Bが1人、Cが0人、取組としては1が12名、2が1名、3が0名でした。意見がある方いらっしゃいますか。条

文としては継続にしたいと思います。

(はい。という声あり)

田島委員長 12条は評価についてはAが7、Bが2、Cが3、取組については1が9、2が2、3が1でした。12条に関しては現行条文を継続としてよろしいですか。

小河原委員 参考人や公聴会は宮代町議会はいままで開催したことがなかった。実績としてはないので、評価はどうなのか。条文自体は現行で継続していいと思う。

田島委員長 評価は個々のこれからの取組を決定してから確認します。第12条は現行を継続してよろしいですか。

(はい。という声あり)

田島委員長 第13条は評価としてAが13名、Bが0名、Cが1名、取組として1が13名、2が0名、3が1名です。

田島委員長 第13条は会派を結成することができるという規定なので、1人の方を除外するとかの規定ではありませんので、このまま継続でよろしいかと思いますがどうでしょう。

(はい。という声あり)

田島委員長 第14条ですが議員研修についてですが、評価として、Aが9、Bが2、Cが1、取組1が12、2が1、3が1でした。ご意見ありますか。

小河原委員 議員が勉強する部屋がない

丸藤委員 議員室だけではない。必要な部屋は具体的に予算をつけて実行性のある提案をしないとならないと思う。それを議会できちんと議論しないといけない。

西村副委員長 正式に議論をするには特別委員会を設置しなければならない。

田島委員長 今回は評価とこれからの取組なのでこの件については後日議論が必要だと思います。条文としては継続でよろしいかと思いますがどうでしょう。

(はい、とう声あり)

田島委員長 今回は10月25日、午後1時に開催します。